

地方公共団体の負担軽減

登記情報の共有（登記情報の電子データ提供制度の活用）

- 被災地方公共団体に対し、登記情報を電子データにより提供する制度の利用促進を図る。
⇒被災地方公共団体は、電子データを加工等することにより、用地取得事務の迅速化・効率化を実現。

相続調査の迅速化・効率化（家庭裁判所への相続放棄の申述の有無の照会方法の周知）

- 復興事業に基づく用地取得に関する被災地方公共団体からの相続放棄の申述の有無の照会について、手続の簡素化を図りつつ（*）、家庭裁判所への照会方法を周知。
⇒照会の結果、相続人が過去に相続放棄をしていたことが分かれば、当該相続人を被相続人とする相続については調査不要となる。
- 過去の相続放棄を踏まえて、相続を原因とする所有権移転の登記を被災地方公共団体が代位して囑託する場合も、上記照会の回答文書を添付すれば足りる扱いとした。

* 裁判所の取組

司法書士の市町村への駐在

- 司法書士を復興庁で採用し、被災市町村に駐在させる取組みを日本司法書士会連合会と協力して開始。
- 本年1月からの周知について、37名の司法書士から応募（5月1日・6月1日付けで各1名（計2名）採用、その他の者もマッチング中）。
- 被災市町村からの追加の要望を踏まえて、4月25日から日本司法書士会連合会において第2回の周知を開始。

司法書士、土地家屋調査士等への登記業務の外注の促進

- 復興事業に係る用地業務のうち登記事務については、司法書士、土地家屋調査士等への委託が可能。
- この登記事務委託経費については、復興交付金を充てることが可能である旨を周知。
（権利者調査を司法書士や補償コンサルタント等に委託する経費について復興交付金を充てることができる旨はH25.4に通知済）